



令和3年8月3日

厚生労働大臣

田村憲久様

公益社団法人全日本トラック協会 会長 坂本克己
公益社団法人日本バス協会 会長 清水一郎
一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会 会長 川鍋一朗
(公印省略)

地域別最低賃金額の改定について（要望）

平素は運輸事業の活動にご理解を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今般の新型コロナウイルス感染症拡大による影響は、運輸事業におきましても極めて深刻であって、事業者においては収入が激減するという甚大な影響を受けておりながら、雇用と国民の生活、日本の産業を守るため、日夜必死に努力を続けております。

そのような中で、7月16日中央最低賃金審議会会長から貴職に対し地域別最低賃金改定の引上げ額の目安について、「全国一律28円」とする答申がなされました。

この金額は、最低賃金が時間給で示されて以降、最高額となる大幅な引き上げであり、かつ、全国一律は地域における目安制度のランク分けを無視するものであって、地域経済に対する打撃は深刻で、最低賃金法第9条「地域別最低賃金は地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払い能力を考慮して定めなければならない」という規定に抵触するのではないかとすら懸念いたします。

さらに、このように事態の収束が全く見通せない中、7月30日には6都府県への緊急事態宣言が発せられました。

つきましては、今後行われる地方の審議会において、中小企業・小規模事業者や地域経済の窮状をしっかりと考慮した検討が行われることを切に願うとともに、政府はコロナ禍の影響に苦しむ中小企業・小規模事業者への支援や雇用対策に万全を期して頂きますようお願い申し上げます。